

## 平成30年度第2回佐倉市情報公開・個人情報保護審議会会議要録

開催日：平成30年12月26日（水）

時 間：10：00～12：00

会 場：佐倉市役所議会棟第2委員会室

出席者 委 員 西口会長、阿部副会長、金子委員、北村委員、黒木委員、佐藤委員、田部井委員  
事務局 小川総務部長、須合行政管理課長、小川行政管理班長、橋本主査、鈴木主査補、岩本主任主事  
説明者 農政課 田辺副主幹、西本主任主事、大橋主任主事  
健康保険課 須田副主幹、郷渡主査補  
傍聴人 1人

### 事務局

定刻になりましたので、始めさせていただきます。

みなさま、本日はお忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。総務部行政管理課の小川と申します。本日はよろしく願いいたします。ただいまの出席委員は7名で、過半数が出席しておりますので、佐倉市情報公開・個人情報保護審議会条例第6条第2項の規定により、会議は成立しております。

それでは、会議に先立ちまして、小川総務部長からご挨拶させていただきます。

### 総務部長

総務部長の小川でございます。委員のみなさまにおかれましては、公私ともご多忙の中、御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。また、平素より、佐倉市政の発展のために格別なる御支援をいただいておりますことに、この場をお借りいたしまして、感謝を申し上げます。

本日は、審議事項を2件、報告事項を1件予定させていただいております。審議事項につきましては、佐倉市個人情報保護制度に関する運用の見直しについて及び森林クラウドの導入に伴う、個人情報の外部提供について、報告事項につきましては、保険者ネットワークに係る、個人情報の外部提供についてとなっております。

このうち、佐倉市個人情報保護制度に関する運用の見直しにつきましては、国の法改正をうけ、本市においても、個人情報保護制度の円滑な運営に資するため

に、法改正の趣旨を踏まえて、所要の改正を行おうとするものです。審議事項、報告事項の詳細につきましては、この後、担当から説明をさせていただきますが、委員のみなさまにおかれましては、何とぞ忌憚のないご意見を賜りますようお願いを申し上げます、私の挨拶に代えさせていただきます。本日は、よろしくお願い申し上げます。

## 1 審 議

### (1) 佐倉市個人情報保護制度に関する運用の見直しについて

会 長

議題1の(1)佐倉市個人情報保護制度に関する運用の見直しについて、事務局より説明を求めます。

事務局

個人情報の保護に関する法律及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律が改正され(平成29年5月30日施行)、匿名加工情報の提供制度の導入、個人情報の定義の明確化、要配慮個人情報の追加等がなされました。これに伴い、個人情報の保護に関する基本指針(平成16年閣議決定)が一部変更され、個人情報保護条例の見直しに当たって、「特に、行政機関個人情報保護法を参考としつつ、個人情報の定義の明確化、要配慮個人情報の取扱い、非識別加工情報を提供するための仕組みの整備等の事項について留意することが求められる」ことが記載されました。

これを受け、総務省からの個人情報保護条例の見直し等についての通知により、「地方公共団体においては、法改正等の趣旨を踏まえ、地域の実情に応じた適切な個人情報保護対策を実施するため、個人情報保護条例の見直しに取り組むことが必要」とされたところです。

本日は、条例の改正に先立ち、法改正を反映させた運用方針について諮問するものです。なお、本諮問は事務局である行政管理課の所掌となっておりますので、このまま詳細な説明をさせていただきます。

行政管理課

それでは、お配りしました資料「佐倉市個人情報保護制度に関する運用の見直しについて」をご覧ください。まず、見直しの理由につきましては、冒頭に説明しましたとおり昨年5月から施行されました「個人情報の保護に関する法律」と「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」の改正を踏まえ、当市における個人情報に関する事務の見直しを行おうとするものであります。

なお、「個人情報保護に関する法律」は、以後「保護法」、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」は「行個法」と省略して説明いたします。法改正を踏まえた見直しの概要につきましては、主に2つの事項になります。

まず1つ目は、①の「個人情報の定義の明確化」です。これは、従前まで指紋データや運転免許証番号など、個人に割り当てられた符号が個人情報に該当するか否かを個々に判断していた状況であったものについて、「個人識別符」とし、個人情報として保護するものであると法律に規定したものです。佐倉市においても、事務を進める上で「個人識別符号」に該当する情報について、個人情報として取り扱う運用に改めようとするものであります。

なお、「個人識別符号」とは、資料にも記載されておりますとおり、DNAデータや指紋・声紋などの電子化された生体情報の他、運転免許証や旅券番号、基礎年金番号など、個人ごとに割り当てられ、書類に付される情報のことを言います。また、個人情報の定義につきまして、「個人に関する情報」「生存する個人に関する情報」に改めて運用したいと考えております。これは、個人情報の定義を国の法律に合わせることを目的としたものです。死者の情報開示につきましては、これまでと同様に相続人等の遺族が行う開示請求を自己の開示請求として処理するため、実務上、変更は発生しません。

続きまして2つ目。2頁、②の「要配慮個人情報の取り扱い」です。国の行政機関における「要配慮個人情報」とは、その取扱いについて特に配慮すべき情報のことで、人種・信条・社会的身分・病歴・犯罪歴などの11項目が設けられ、これら情報を保有する際には総務大臣への事前通知と要配慮個人情報の保有有無について公表することとなっております。佐倉市ではこれまでも思想・信条・宗教に関する情報やその他社会的差別の原因となる情報について、原則として収集を禁止し、法律等に定めがある他、保有する場合には審議会で意見を聴いた上で保有しており、保有する際には市長への報告および保有個人情報としての公表を実施しているため、法改正を踏まえた運用を実施する場合は、一部で重複する部分が発生するところですが、法律と同様に11項目について「要配慮個人情報」として取り扱おうとするものです。

なお、現状実施している収集禁止の原則については、市民の権利利益を図る上で必要であると考えており、要配慮個人情報の取り扱いを設けた場合においても継続して運用してまいりたいと考えております。

最後に冒頭において主な法改正として挙げました「匿名加工情報の提供制度」に関して佐倉市の考えを説明いたします。本制度は、特定の個人が識別できない状態に情報を加工してデータの利活用を推進しようとするものです。行政機関が保有する個人情報については「非識別加工情報」として、要望のあった民間事業者に提供することとされております。佐倉市では、改正を踏まえ

た運用を検討しましたが、本制度を実施する自治体がごくわずかであり、現状では民間事業者からの需要が把握できないこと、個人情報の非識別化において復元できない加工技術が検証されていないなど、運用上の課題が多く存在することから、運用を見送ることが適当であると判断しました。

なお、本制度については、国において立法措置の在り方について今年度中に結論を出すこととしており、国の決定や他の行政機関の動向を踏まえ、引き続き検討する予定です。

以上が佐倉市の個人情報保護制度に関する運用の見直しについての説明となります。

なお、本審議会において運用の承認を頂けた場合には、佐倉市個人情報保護条例等の関係法規の改正など、見直しの事務を進めることとなります。条例の改正につきましては、平成31年2月議会に条例改正の提案を行い、平成31年4月の施行に向けて準備を進めることといたします。

以上、個人情報保護制度に関する運用の見直しにつきましてご審議をお願いします。

会 長

佐倉市個人情報保護制度に関する運用の見直しについて、ご質問のある委員はいますか。

委 員

非識別加工情報は先送りということですか。

行政管理課

国や他の地方公共団体の動向を見ながら引き続き検討していきます。

委 員

国民健康保険の利用も考えてみるといいですね。

行政管理課

引き続き検討を行い、国からのルールが示されれば考えていきます。

委 員

要配慮個人情報の取扱いについて、現状の条例第7条で収集制限規定がありますが、要配慮個人情報と同じ取扱いになるのですか。

行政事務管理課

一部重複はあります。原則は国に準じますが、現状の収集禁止の規定も残す形になります。

行政管理課

国は思想及び宗教を信条と定義しているのので、同じ取扱いにします。

委員

社会的差別の要因となる個人情報とは。

行政管理課

社会生活において、一般に知られることにより、特定の個人又はその関係者が周囲から差別意識を持たれるなど個人の尊厳・信用・名誉を損なう社会的現実がある情報及びその可能性のある情報をいいます。

委員

行個法では、要配慮個人情報は2ページの資料の①から⑥まで規定されていますが、⑦から⑪まではどうなっているのですか。

行政管理課

施行令で規定しています。

委員

個人情報の定義及び要配慮個人情報は条例ではそれぞれ何条を改正することになるのですか。

行政管理課

個人情報の定義は第2条、要配慮個人情報は第2条の定義及び第7条第2項の収集の制限規定を改正することになります。

委員

要配慮個人情報で、怪我の場合全てが該当するのですか。また、痲ほう等の症状は該当するののか

行政管理課

怪我や症状のケースにより判断することになると思います。

委員

要配慮個人情報でいう保健指導とはどういうことですか。

行政管理課

健康診断等の結果に基づく医師等からの指導を言います。

委員

非識別加工情報は導入を見送るとのことですが、個人情報を復元できないように加工することが、技術的に困難ということですか。

行政管理課

他の情報と照合することにより、復元されることもありうるので、完全に復元できないようにすることは難しいのではないかと思います。匿名化のルールについても現状定められていないことから、どのように匿名化するのか、どのように提供するのか検討が必要であると考えております。

委員

個人情報を収集する場合、本人の承諾はいらないのですか。

行政管理課

本人同意が原則ですが、法令等に定めがある場合や審議会の意見を聴いた上で収集が認められたもの等条例第7条第3項で例外規定が設けられています。

会長

他にご意見、ご質問はございますか。無いようでしたら、今回の諮問について同意いただけるということによろしいでしょうか。

— 同意 —

同意いただけるのであれば、今回の諮問に対する答申書の作成についても会長に一任していただくということによろしいでしょうか。

— 一任 —

それでは本件は終了いたします。

## (2) 森林クラウドの導入に伴う、個人情報の外部提供について

会長

議題1の(2)森林クラウドの導入に伴う、個人情報の外部提供について、事務局より説明を求めます。

事務局

今回の諮問事項は、森林クラウドの導入に伴うオンライン結合となります。

事務局から今回の諮問に係る個人情報保護条例の条文についてのご説明をさせていただきます。『個人情報保護事務の手引き』の34ページをご覧ください。

第10条は「オンライン結合による外部提供等」に関する規定でございます。第1項には、「実施機関は、法令に定めがあるとき又は公益上の必要その

他相当の理由があり、かつ、個人情報の保護のために必要な措置が講じられていると認められるときでなければ、通信回線による電子計算機その他の情報機器の結合（保有個人情報を実施機関以外のものが随時入手し得る状態にするものに限る。以下「オンライン結合」という。）により、外部提供をしてはならない。」と規定されております。

また、第2項には、「実施機関は、オンライン結合による外部提供を新たに開始し、又はその内容を変更しようとするときは、法令に定めがある場合を除き、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない」と規定されています。

今回諮問させていただく事項は、農政課が保有しております、森林所有者・伐採者の氏名、住所等を、オンライン結合で個人情報の外部提供を行うことから、条例第10条第2項の規定により、審議会のご意見を伺うものでございます。事務の概要につきましては、農政課から説明をさせていただきます。

#### 農政課

それでは、説明させていただきます。はじめに、現在、森林を取り巻く状況について説明させていただきます。

現在、日本の私有人工林のうち、効果的に森林整備が実施されている森林は、約3分の1となっており、残り3分の2についても、自然的条件に照らし、スギや広葉樹の交じり合った森林などへ誘導することにより、多様で健全な森林へと整備することができます。

一方で、森林所有者の世代交代等の理由から、所有者が分散し、さらにその特定が困難な森林が全国的に多数存在している状態にあります。そのため、意欲あるものが複数の所有者の森林を取りまとめ、施業を一括して実施する「施業集約化」に多大な労力がかかっています。このまま、管理していない森林が放置され続けると、森林の防災機能が低下するなど、森林が有する機能を十分に発揮できない状態になります。

それを解決する一つの手段として、オンライン結合による森林情報の相互利用が挙げられます。オンライン結合することで、いつでも、どこでも必要な情報を手に入れることができるようになり意欲と能力のある林業経営体への集積・集約化を推進することができます。

次に、具体的にオンライン結合を利用した千葉県森林クラウドシステムについて説明を行います。

千葉県が森林クラウドシステム導入に至った経緯としましては、平成31年4月1日から施行される森林経営管理法により、市町村の責務として、その区域内に存する森林について経営管理が円滑に行われるよう努めることが明記されたことによります。

これを受け、佐倉市においても、市町村主体の新たな森林整備の仕組みを実行するにあたり、今まで県が管理していた森林関連情報を市や森林整備の実行主体である林業事業体と情報を共有し、森林整備を円滑に進めることを主たる目的として導入するものです。

この森林クラウドシステムは、個人情報を取り扱うため、県と市町村の持つ森林関連の情報を集積させたサーバをNTT東日本のデータセンターに設置し、県と市はこのサーバから、LGWANという高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク回線を通じて情報を共有しあいます。

また、森林組合や素材生産組合などの林業事業体の場合はインターネット回線を利用することとなりますが、個人情報保護の対策が別途講じられております。対策内容については、後ほどご説明させていただきます。

次に、オンライン結合の必要性について説明いたします。それでは、3ページをご覧ください。

オンライン結合を行うことにより以下の5つのメリットが期待されます。

1つ目に、システムを共同利用することにより、必要経費を県・市町村で折半するため、運用経費を節減できます。

2つ目に、紙媒体で行っていた業務をシステム上で行うことになるため、書類の印刷費・郵送費が節減できます。

3つ目に、システムの共同利用により、連絡の行き違いや修正漏れ、報告忘れなどの人的過誤が減ります。

4つ目に、システムの共同利用により市町村主体の森林整備が効果的に進むことで、現在荒れた状態の放置森林の機能が改善し、土砂災害等の発生リスクが低減するため、地域住民の安全・安心に寄与することができます。

5つ目に、市町村がシステムを利用し放置森林の整備を進めることで、木材の有効活用につながり、雇用の創出や地域経済の活性化に寄与することができます。

以上5点の効果から、クラウドシステムを共同利用し、オンライン結合することが必要であると考えております。

次に、先ほど簡単に触れましたが、個人情報保護のための措置について説明いたします。森林クラウドを利用する者は、千葉県森林クラウド要領に則りシステムを利用することが求められ、利用者も、千葉県森林クラウド利用要領第4条の2に規定されている者に限定されます。

それでは、千葉県森林クラウド利用要領をご覧ください。ページは千葉県森林クラウド利用要領の表紙の4条の2の枠取りされている4つのケースになります。

利用は基本的に県と市そして、3番目に記載されている「第〇条に定める要



件を満たす林業事業体」のみに限定され、林業事業体については、当該オンライン結合により提供される個人情報について、情報保護の対応措置を明記した覚書等を取り交わすことで情報漏洩のリスクを担保しています。

ネットワーク関係の措置としましては、LGWAN（総合行政ネットワーク）といった行政専用の回線を使用し、林業事業体の場合はインターネット回線を利用することとなりますが、暗証番号やパスワード、ウイルス対策ソフト等によって不正なアクセスができないよう技術的措置がとられています。そのほかにも、24時間365日稼働監視を実施することで、休日・夜間を問わず障害等が発生した場合に対応がとれるようになっております。

最後に、資料として森林クラウドへの掲載データを資料として添付しております。こちらについては、ご一読いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

以上、森林クラウドの導入に伴う、個人情報の外部提供について説明させていただきました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会 長

森林クラウドの導入に伴う、個人情報の外部提供について、ご質問のある委員はいますか。

委 員

開発業者などが利用するのではないかと思います。要領を定めているので、よろしいのではないのでしょうか。

農政課

要領は千葉県が作成したものを使用する予定です。要領には個人情報の取扱いや利用者が明示されております。

委員

想定される個人情報は森林の所有者と伐採者の氏名住所か。

農政課

その通りです。

委員

データはどのように収集しクラウドに載せるのか。

農政課

千葉県が法務局から提供されたデータを載せることとなります。

委員

データで使用される住所、氏名は登記簿上のものということですか。

農政課

その通りです。

委員

伐採者の個人情報や伐採届の情報を載せることになるか。

農政課

その通りです。

委員

千葉県と市と事業者とで情報共有することになるのですね。

農政課

千葉県が法務局から年1回登記情報として提供される情報を共有することになります。県に情報を集約して、使いやすくするということです。

委員

県と市の役割りはどのようになるのですか。

農政課

あくまでも市町村が主体で、県はクラウドの作成、管理を行い、また、クラウドを通じて森林事業者の情報を市町村に提供することが想定されます。

委員

市の情報を県に提供するのか

農政課

千葉県で全域の森林計画などを調整するため、クラウドを通じて伐採状況等を千葉県に提供します。

委員

現状は千葉県が森林に関しては多くの情報を持っているのか。

農政課

現状はそうですが、今後は市が主体となっていきます。

会長

他にご意見、ご質問はございますか。無いようでしたら、今回の諮問について同意いただけるということによろしいでしょうか。

— 同意 —

同意いただけるのであれば、今回の諮問に対する答申書の作成についても、会長に一任していただくということによろしいでしょうか。

— 一 任 —

それでは本件は終了いたします。

## 2 報 告

### (1) 保険者ネットワークに係る、個人情報の外部提供について

会 長

最後に、保険者ネットワークに係る、個人情報の外部提供について報告をお願いします。

事務局

保険者ネットワークに係る、個人情報の外部提供につきましては、先ほどの森林クラウドと異なり、国民健康保険法の改正による事業の実施が端緒となっております。佐倉市個人情報保護条例第10条第3項では「実施機関は法令に定めがある場合において、オンライン結合による外部提供を新たに開始し、又はその内容を変更したときは、速やかに審議会に報告しなければならない」とあります。

保険者ネットワークに係る個人情報の外部提供につきましては、法律と省令には、情報の提供をオンライン結合により行うことは明記されておきませんが、当市の個人情報保護条例解釈運用基準では、「法令の趣旨及び目的からオンライン結合による外部提供ができると解される場合も含むものである」としております。本件、外部提供につきましては、既存の保険者ネットワークに都道府県が加わり、市町村の行った保険給付の審査・支払いの情報を提供することになります。

このことから、本件の個人情報外部提供につきましては、法令の趣旨及び目的からオンライン結合による外部提供が妥当であります。以上のことから、法令に根拠のあるオンライン結合として、審議会への報告をするものです。詳細は担当課より説明させていただきます。

健康保険課

保険者ネットワークに係る個人情報の外部提供についてご説明いたします。平成27年5月29日付けで公布された持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律による改正後の国民健康保険法以下「改正国保法」といいます。第75条の3から第75条の6までの規定に基

づき、平成30年度以降、都道府県が、広域的又は医療に関する専門的な見地から保険給付の点検調査等を行うことが可能となりました。イメージ図をご覧ください。従前ですと市町村単位のレセプト点検が主に国保連合会に委託しておりました。それにオンライン結合により、都道府県もできるようになったものです。広域化により千葉県の立場は共同保険者となります。保険者が千葉県に変わったというわけではなく、共同で運営することになります。千葉県も給付点検ができるように法律が改正されました。

対象の範囲といたしましては、佐倉市の国民健康保険の被保険者（平成30年3月末現在42,999名）でございます。

提供先といたしましては、千葉県健康福祉部保険指導課になります。

提供する個人情報といたしましては、佐倉市国民健康保険被保険者の氏名、生年月日、性別、佐倉市国民健康保険被保険者に係る被保険者証の記号番号、佐倉市国民健康保険被保険者に係る療養が行われた年月日、佐倉市国民健康保険被保険者に係る療養が行われた医療機関（調剤薬局含む）の名称及び住所その他市による保険給付の審査及び支払いに係る情報ということになります。

目的といたしましては、千葉県が広域的、専門的な見地から保険給付の点検調査を実施するためでございます。

オンライン結合を行う理由といたしましては、市町村は都道府県から情報提供の求めの通知があった場合、速やかに情報の提供を行うこととされています。しかし、都道府県が、必要が生じる度に市町村にレセプト情報等の提供を求めることは迅速性に欠け、都道府県及び市町村の双方にとって非効率かつ過大な事務負担となる恐れがあります。このため、より効果的かつ効率的な給付点検調査を実施するためにオンライン結合を行うものです。

法的根拠といたしましては、改正国保法第75条3から第75条の6ということになります。

公益性につきましては、都道府県は国保の財政運営の責任主体として市町村とともに共同保険者となり、「当該都道府県の市町村による保険給付の適正な実施を確保し、国民健康保険保険給付費等交付金を適正に交付する」（改正国保法第75条の3）を実現するために市町村のレセプト情報提供の求めを行うこととなります。

千葉県も今回の法改正をうけ、市町村の保険給付の点検を行い、保険給付の適正化に寄与することになります。

また、安全措置につきましては、オンライン結合したデータは外部の高度な保護措置の取られたデータセンターに保管され、国保連合会の当該端末においてセキュリティ対策がなされています。

千葉県、国保連合会、佐倉市においても専用端末で業務をおこない操作する職員

も限定しています。

なお、国保連合会においては情報セキュリティ対策として①物理的セキュリティ②人的セキュリティ③技術的セキュリティ対策を講じています。

国保連合会は情報セキュリティマネジメントシステムの認証を取得していますので情報セキュリティは適切に管理されているといえます。

会 長

保険者ネットワークに係る、個人情報の外部提供について、ご質問のある委員はいますか。

委 員

市、県双方でレセプトをチェックするのですか。

健康保険課

市、県それぞれで行います。それぞれが持っている情報を組み合わせてチェックを行います。

委 員

双方でくい違いがあった場合はどのようになるのですか。

健康保険課

情報やケースによりますが、最終的には医療機関に差し戻すこととなります。

委 員

財政健全化のための必要な措置ということなので問題はないかと思います。

委 員

県内市町村も全て同じようなシステムになるのですか。

健康保険課

全市町村が同じシステムで行うこととなります。

委 員

オンライン結合を行う理由として、市町村は都道府県から情報提供の求めがあった場合、速やかに情報の提供を行うこととされているとのことですが、国民健康保険法では、速やかに情報の提供をするという規定はなのはどうですか。

事務局

国民健康保険給付費等交付金、国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率に

関する省令第1条第2項で、市町村は、前項の規定による通知を受け取った場合は、速やかに、都道府県に対して情報の提供を行うものとする、との規定によるものです。

委員

今回のシステムについて、医療機関への告知の予定はあるのですか。

健康保険課

市からの告知の予定はありません。

委員

広域化によってどのような結果になったのか報告はどこかであるのか。

健康保険課

市からの報告の予定はありません。

委員

保険金給付の取り消しの還付は、市町村に対して保険給付の取り消しを求め  
るのか

健康保険課

再度の審査の求めは、対市、対国保連合会の2つの流れがあります。

委員

将来的には国レベルの広域化もありうるのか。

健康保険課

現状そのような話は伺っておりません。

会長

その他にご意見、ご質問はございますか。無いようなので、本件は終了いたします。

### 3 その他

会長

その他、事務局から報告することはありますか。

事務局

ございません。

会長

それでは、第2回佐倉市情報公開・個人情報保護審議会は終了とします。本日はありがとうございました。

# 佐倉市個人情報保護制度に関する運用の見直しについて

## 1 見直しの理由

「個人情報の保護に関する法律」（以下「保護法」といいます。）及び「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」（以下「行個法」といいます。）がそれぞれ改正され、平成29年5月30日に施行されました。

この改正により、行個法では、個人情報の定義の明確化や要配慮個人情報の取扱いの追加等がなされています。

地方公共団体においても、法改正の趣旨を踏まえて事務の見直しなどが求められていることから、このたび、当市の個人情報保護制度に関する運用の見直しを行おうとするものです。

## 2 見直しの概要

### ①個人情報の定義の明確化

「個人識別符号（※1）」が個人情報の対象となることを明確化します。

改正後の保護法及び行個法では、「個人識別符号」が含まれる情報は、個人情報に当たるとして扱います。

これは、情報を保有する者の情報管理体制、技術等により、同種の情報であっても、特定の個人を識別できるのか判断が異なる一方で、国民から見てもどのような情報が個人情報として保護されるのか不安が高まっていることを受けて、「個人識別符号」が個人情報として保護されることを明確化したものです。

そこで、佐倉市においても、法改正の趣旨を踏まえ、同様の見直しを行おうとするものです。

#### ※1…個人識別符号

- ・身体的特徴を電子計算機の用に供するために変換した符号等  
(例) DNAデータ、指紋データ、掌紋データ、声紋データ、手・指の静脈データ・・・など
- ・対象者ごとに異なるものとなるように、役務の利用、商品の購入又は書類等に付される符号等  
(例) 旅券番号、基礎年金番号、運転免許証番号、個人番号、住民票コード、各種健康保険の被保険者証の番号・・・など



## ②要配慮個人情報の取扱い

個人情報取扱事務に関する市長への届出事項に、次の事項を追加することとします。なお、この追加事項は、従前からの届出事項と同様、保有個人情報に関する公表事項として、一般の閲覧に供しなければならないこととされます。

### 【追加する事項】

- ・個人情報に「要配慮個人情報（※2）」が含まれる場合はその旨

改正後の保護法及び行個法では、その取扱いに特に配慮を要する情報として、「要配慮個人情報」を定めました。

そして、国の行政機関が個人情報を保有する際の総務大臣への事前通知事項、また、国の行政機関が保有する個人情報に関して公表する事項に、「要配慮個人情報が含まれる場合はその旨」が追加されました。

これは、個人情報の取扱いの実態を本人がよりの確に認識できるようにしたものであることから、佐倉市においても、法改正の趣旨を踏まえ、同様の見直しを行おうとするものです。

なお、市の現行制度では、思想、信条、宗教に関する個人情報や、社会的差別の原因となる個人情報について、その収集を原則として禁止（条例第7条第2項）しています。これらの個人情報は「要配慮個人情報」と一部重複していますが、この制度については、市民の権利利益の保護を図る上で引き続き必要であるため、このまま引き続き維持することとします。

### ※2…要配慮個人情報

- ①人種②信条③社会的身分④病歴⑤犯罪の経歴⑥犯罪により害を被った事実⑦身体障害・精神障害等があること⑧健康診断等の結果⑨保健指導、診療・調剤情報⑩刑事事件に関する手続が行われたこと⑪少年の保護事件に関する手続が行われたこと

## 3 その他

上記運用の見直しについて承認を頂けた場合には、佐倉市個人情報保護条例など関係例規の見直し等について事務を進めることとなります。

## 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（抜粋）

（定義）

第二条 この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。

- 一 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関
- 二 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関（これらの機関のうち第四号の政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）
- 三 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第三条第二項に規定する機関（第五号の政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）
- 四 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条（宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、政令で定めるもの
- 五 国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関で、政令で定めるもの
- 六 会計検査院

2 この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- 一 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第二号において同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）
- 二 個人識別符号が含まれるもの

3 この法律において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、政令で定めるものをいう。

- 一 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、当該特定の個人を識別することができるもの
- 二 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であつて、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

4 この法律において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる

個人情報という。

- 5 この法律において「保有個人情報」とは、行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該行政機関の職員が組織的に利用するものとして、当該行政機関が保有しているものをいう。ただし、行政文書（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号。以下「行政機関情報公開法」という。）第二条第二項に規定する行政文書をいう。以下同じ。）に記録されているものに限る。
- 6 この法律において「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。
  - 一 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
  - 二 前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの
- 7 この法律において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。
- 8 この法律において「非識別加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを除く。）を除く。以下この項において同じ。）の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて特定の個人を識別することができない（個人に関する情報について、当該個人に関する情報に含まれる記述等により、又は当該個人に関する情報が他の情報と照合することができる個人に関する情報である場合にあっては他の情報（当該個人に関する情報の全部又は一部を含む個人情報その他の個人情報保護委員会規則で定める情報を除く。）と照合することにより、特定の個人を識別することができないことをいう。第四十四条の十第一項において同じ。）ように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたものをいう。
  - 一 第二項第一号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
  - 二 第二項第二号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
- 9 この法律において「行政機関非識別加工情報」とは、次の各号のいずれにも該当する個人情報ファイルを構成する保有個人情報（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを除く。）を除く。以下この項において同じ。）の全部又は一部（これらの一部に行政機関情報公開法第五条に規定する不開示情報（同条第一号に掲げる情報を除く。以下この項において同じ。）が含まれているときは、当該不開示情報に該当する部分を除く。）を加工して得られる非識別加工情報をいう。
  - 一 第十一条第二項各号のいずれかに該当するもの又は同条第三項の規定により同条第一項に規定する個人情報ファイル簿に掲載しないこととされるものでないこと。

- 二 行政機関情報公開法第三条に規定する行政機関の長に対し、当該個人情報ファイルを構成する保有個人情報が記録されている行政文書の同条の規定による開示の請求があったとしたならば、当該行政機関の長が次のいずれかを行うこととなるものであること。
    - イ 当該行政文書に記録されている保有個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定をすること。
    - ロ 行政機関情報公開法第十三条第一項又は第二項の規定により意見書の提出の機会を与えること。
  - 三 行政の適正かつ円滑な運営に支障のない範囲内で、第四十四条の十第一項の基準に従い、当該個人情報ファイルを構成する保有個人情報を加工して非識別加工情報を作成することができるものであること。
- 10 この法律において「行政機関非識別加工情報ファイル」とは、行政機関非識別加工情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるものをいう。
- 一 特定の行政機関非識別加工情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
  - 二 前号に掲げるもののほか、特定の行政機関非識別加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの
- 11 この法律において「行政機関非識別加工情報取扱事業者」とは、行政機関非識別加工情報ファイルを事業の用に供している者をいう。ただし、次に掲げる者を除く。
- 一 国の機関
  - 二 独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号。以下「独立行政法人等個人情報保護法」という。）第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）
  - 三 地方公共団体
  - 四 地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）

## 森林クラウドの導入に伴う個人情報の外部提供について

### 【全国に占める割合について】

	全国	千葉県	佐倉市
総土地面積(ha)	37,797,228	515,764	10,369
林野面積(ha)	24,802,277	158,848	1,897
私有林面積(ha)	7,062,498	49,387	612
林業就業者(人)	63,861	457	17

### 【オンライン結合の経緯】

平成31年4月1日から施行される森林経営管理法（平成30年法律第35号）により、市町村の責務として、その区域内に存する森林について経営管理が円滑に行われるよう努めることが明記されました。

現在、森林関連情報は県が整備し、それを基に県が林業事業体に支援を行っております。そのため、今後市町村が主体となり森林整備を進めていくためには、今まで森林関連情報を管理し森林整備の支援を行ってきた県や、森林整備の実行主体である林業事業体と情報共有できる環境が必要となってきました。

さらに、市町村主体の森林整備の一環として、平成31年4月1日から林地台帳制度の運用が始まり、市町村が森林所有者情報（森林所有者等の氏名、住所などをいう。）を整備し、林業事業体等に情報提供を行うための制度でシステムを利用する必要があるためです。

### 【システムの概要】

県、市町村及び林業事業体（森林組合、素材生産業者等をいう。）が保有する森林関連情報（樹種、材積、地位、森林の所有者等の情報をいう。）を森林クラウドに集積し、リアルタイムでの情報活用を図るためのシステムである。各業務の台帳と地図情報が連携し、共有する電子地図上で表示される。

千葉県森林クラウド システム全体構成図

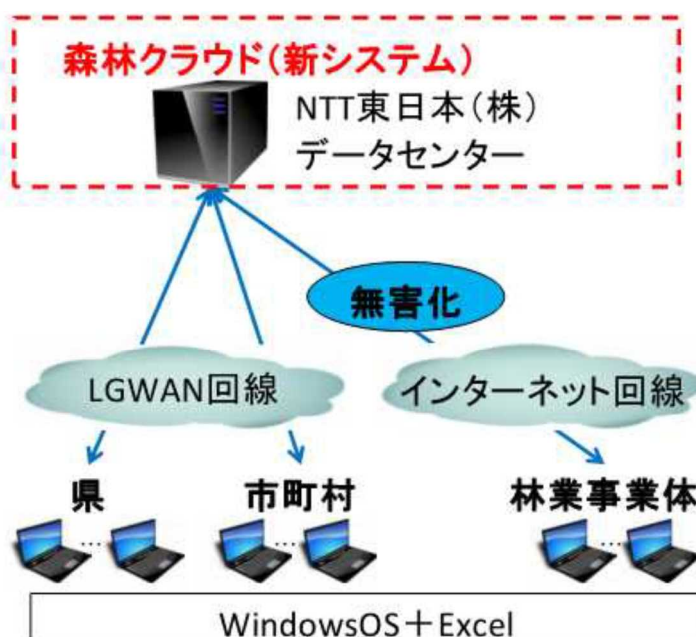
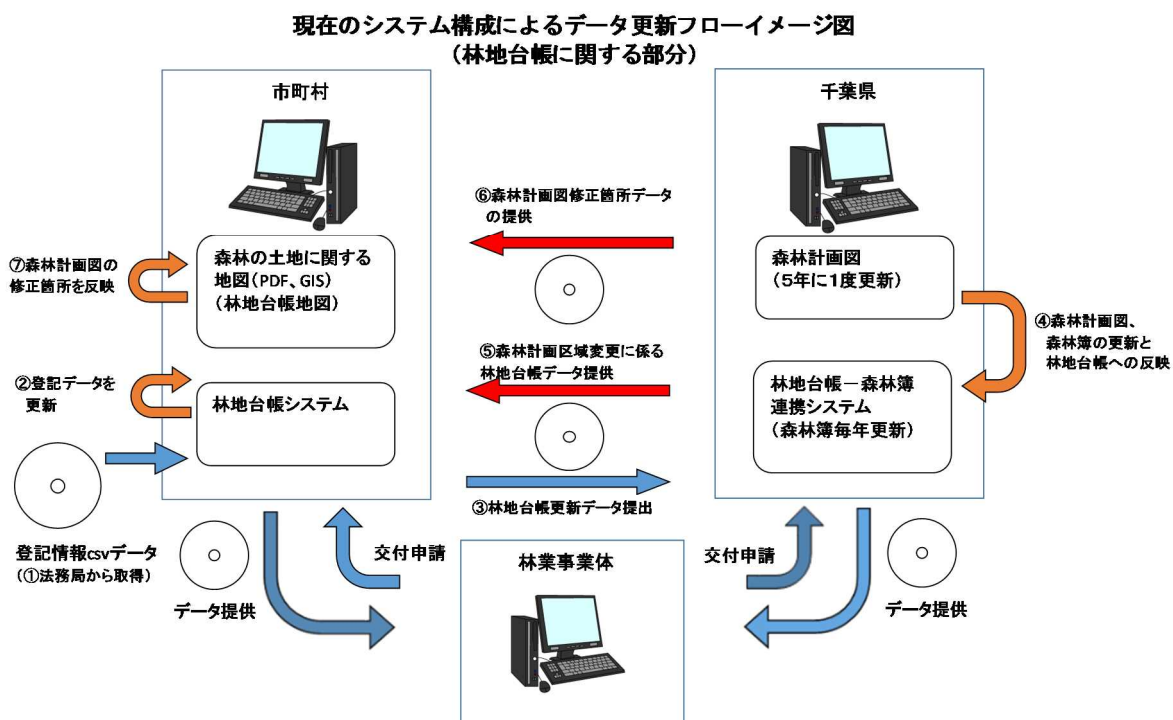


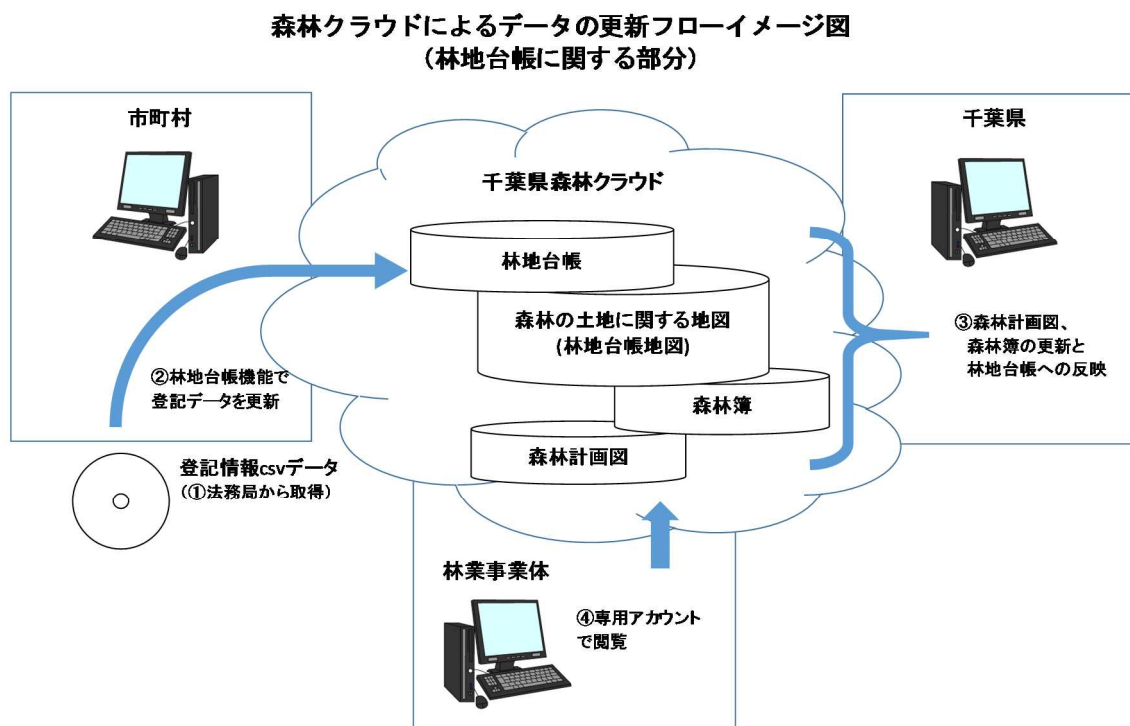
図 2.1.1 システム構成

# 森林クラウドの導入に伴う個人情報の外部提供について

## 1 現在のデータ更新とデータ提供の流れ



## 2 森林クラウド導入後のデータ更新とデータ提供の流れ



## 森林クラウドの導入に伴う個人情報の外部提供について

### 【オンライン結合の必要性】

これらの新しい取組みを円滑に実施するためには、情報の共有と業務の進捗状況をオンラインにより相互に確認できるシステムが必要不可欠となる。

オンライン結合を行うことにより、次のような効果が期待される。

- ① システムを共同利用するため、必要経費を県と市町村で折半することで運用費を節減できる。
- ② 紙媒体で行っていた業務をシステム上で行うことになるため、書類の印刷費・郵送費が節減できる。
- ③ システムの共同利用により、連絡の行き違いや修正漏れ、報告忘れなどの人的過誤が減る。
- ④ システムの共同利用により市町村主体の森林整備が効果的に進むことで、現在荒れた状態の放置森林の機能が改善し、土砂災害等の発生リスクが低減するため、地域住民の安全・安心に寄与する。
- ⑤ 市町村がシステムを利用し放置森林の整備を進めることで、木材の有効活用につながり、雇用の創出や地域経済の活性化に寄与する。

### 【個人情報保護のための措置（千葉県で対応）】

- ① 利用者は、千葉県森林クラウド要領に則りシステムを利用すること。
- ② 千葉県森林クラウド利用要領第 4 条 2 項に規定する者が電子計算機処理される個人情報に関しての次の事項を定めた条例、規則、要綱等の規程を制定していること又は、当該オンライン結合により提供される個人情報について次の事項を明記した覚書等を取り交わすこと。
  - ア 目的外の利用及び提供の禁止
  - イ 個人情報を取り扱う職員の責務
  - ウ 不要となった個人情報の確実な廃棄
  - エ その他個人情報保護のために必要な措置

### 【ネットワーク関係の措置（千葉県で対応）】

- ① システム構成及びファイアウォール  
本システムは、LGWAN（総合行政ネットワーク）-ASP サービス提供事業者によりシステムサーバへはファイアウォールを経由しなければ到達できない構成とする。データセンター上に構築する。
- ② アクセス権限の管理  
管理権限を持つ職員において、各ユーザの業務権限レベルやレベルごとによる業務機能の使用可否及び利用可能なデータの範囲の設定を可能とする業務権限設定機能を実装する。
- ③ システム監視  
サービス提供事業者は、監視システムを利用し、本システムの稼働状況及び利用状況等を監視し、障害対応時はその結果や収集したログ等を分析して内容を報告するものとする。
- ④ ウイルス対策  
システムサーバにはウイルス対策ソフトを導入し、常に最新の状態を保つと共に、OS・アプリケーションについても対策プログラムなどの反映を随時行う。ウイルス対策ソフトは、データをサーバ

## 森林クラウドの導入に伴う個人情報の外部提供について

に登録する際にリアルタイムでチェックを行い、最低一日一回の定時ウイルスチェックを行う。

### ⑤ 電源

サーバ機器等は無停電電源装置を装備し、障害時等における電源が確保されている。

### ⑥ その他

24 時間 365 日機器の稼働監視を実施し、障害が発生した場合には、休日・深夜を問わず、即座に復旧体制を整備し、問合せ対応を行う障害対応窓口を運用する。

また、障害が発生した場合において、障害発生前に取得したバックアップ情報が復元できることを保証するものとする。



### 3 森林クラウドへの掲載データ

H30.8.23修正

事務の名称	個人情報の類型(内容)	提供先	県と情報共有する理由(必要性)	その他と情報共有する理由(必要性)	根拠
林地台帳運用業務	森林の土地の所有者 (氏名、住所)	県、 要件を満たす 林業事業者 (森林法施行令 第10条)	〇〇市町村主体の森林整備を進める上では、県の普及指導員等の助言を得ながら森林の現況や森林所有者の意向等を把握する必要があるため、市町村が保有する林地台帳に登録された森林の所有者情報と、県が保有する森林簿に記載された森林の資源情報を相互に共有する必要がある。	集約的な森林施業を行う林業事業者等にとって、森林経営計画を策定するために森林所有者情報を取得して意向調査を行い、境界の明確化をすることが不可欠である。その際、林地台帳に登録された森林の所有者情報と森林簿に記載された森林の資源情報が必要になるため。	森林法施行令第10条
伐採届及び状況報告書管理業務	森林所有者及び 森林伐採者 (氏名、住所)	県	林地の伐採や開発に係る最新の情報を県と共有することで、違反の早期発見や拡大転用の防止につながり、資源としての森林と土地の適正な利用が確保されるため。	×	森林法第191条の2 及び平成30年8月〇 日付け森第 号千 葉県知事通知
森林経営計画認定業務	森林所有者(氏名、住所)	県	〇〇市町村主体の森林整備について県からの支援を受けるためには、市町村が認定した森林経営計画と県が認定した森林経営計画の情報を共有することにより、今後の森林整備を推進する地域を検討する必要があるため。	×	森林法第191条の2 及び平成30年8月〇 日付け森第 号千 葉県知事通知

# 千葉県森林クラウド利用要領（案）

## （趣 旨）

第1条 この要領は、森林・林業に関する森林資源等の情報を一元的に管理し、県、市町村、林業事業体がネットワーク上で情報共有することを目的として、県が導入した「千葉県森林クラウド」（以下「本システム」という。）について、適正な管理、運用をするために必要な事項を定めるものである。

## （適用範囲）

第2条 この要領は、本システムの運用に関わるすべての利用者並びに県からシステムの開発及び運用保守を委託された者に対して適用する。

## （定義）

第3条 この要領における用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

### （1）システム管理責任者

本システムにおけるシステムの管理責任者は、農林水産部森林課長とする。

### （2）システム管理担当者

システム管理責任者が指名した職員（森林課森林政策室システム担当）をいう。

### （3）利用団体

本システムを利用する団体をいう。

### （4）端末管理責任者

利用団体における端末管理責任者は各所属長とする。

### （5）所属運用担当者

端末管理責任者が指名した職員をいう。

### （6）契約事業者

本システムの開発及び運用保守を委託された事業者をいう。

## （システムの概要）

第4条 本システムのネットワーク構成図は別紙1（業者決定後添付）のとおりとする。

2 本システムを利用できる者は、次のとおりとする。

利用団体	利用者
県	農林水産部森林課職員
	各林業事務所職員
	農林総合研究センター森林研究所職員
市町村	本システム業務担当職員
第〇条に定める要件を満たす林業事業体	本システム業務担当職員
その他	システム管理責任者が適当と認めた者

3 本システムは、NTT東日本(株)のデータセンターにサーバを設置し、県と市町村はL G W A N回線、林業事業体はインターネット回線を使用しシステムを稼働、運用する。

4 新たな利用を追加希望する団体は、システム管理責任者へ書面（別記様式1）をもって、その旨を申請するものとする。

5 前項により利用団体となる団体は、契約事業者と本システムの利用に係る契約を締結するものとする。

(利用団体の費用負担)

第5条 前条第2項に規定する利用団体は、本システムの利用及び管理に係る経費について、別に定めるところにより負担しなければならない。ただし、林業事業体等についてはその限りではない。

(システム管理責任者の職務)

第6条 システム管理責任者は、次の各号に定めることを職務とする。

- (1) 本システムの適正かつ円滑な運用管理を行うこと。
- (2) 本システムの情報を適切に管理すること。
- (3) 本システムの利用者を管理すること。

(システム管理担当者の職務)

第7条 システム管理担当者は、システム管理責任者を補佐するほか、次の各号に定めることを職務とする。

- (1) 本システムに関する開発、運用、保守作業に関すること。
- (2) 本システムのユーザID及び仮パスワードの指定、管理に関すること。
- (3) 本システムに関する機器及びソフトウェアの管理に関すること。
- (4) 本システムのサーバ操作に関すること。
- (5) 利用者に必要な情報を提供すること。
- (6) 本システムの障害管理に関すること。

(利用団体の責務)

第8条 本システムの利用団体は、次の各号に定めることを責務とする。

- (1) 端末管理責任者  
端末管理責任者はこの要領に従い本システムの利用を管理するものとする。
- (2) 所属運用担当者  
所属運用担当者は、端末管理責任者を補佐するほか、前条に定めるシステム管理担当者の職務に準ずる業務を実行する。

(利用者管理)

第9条 本システムの利用者は、IDとパスワードによる認証により、本システムへログインしなければならない。

2 利用者権限は次のとおりとする。

- (1) 管理権限  
利用者管理、ログ管理、年次更新、データベースマスタ管理等システムの管理に必要な機能を利用できる権限で、システム管理担当者に付す。
- (2) 編集権限  
データの修正、更新、閲覧、検索、集計、出力等のできる権限で、システム管理担当者が適当と認めた利用者に付す。

### (3) 閲覧権限

データの閲覧、検索、集計、出力等のできる権限で、管理権限、編集権限を持たない利用者に付す。

- 3 端末管理責任者は、所属運用担当者を含む所属の利用者の職氏名をシステム管理責任者へ書面（別記様式2）をもって報告し、併せてIDと仮パスワードの発行を申請するものとする。毎年度始め及び年度途中で利用者の変更があった場合も同様とする。なお、毎年度始めに利用者の変更がない場合には、システム管理責任者へ書面（別記様式3）をもってその旨を報告するものとする。
- 4 本システムの利用者は、仮パスワードの発行後速やかに任意のパスワードに変更すること。
- 5 本システムの利用者は、パスワードを忘失した場合、端末管理責任者に報告するものとする。この場合において、端末管理責任者は、書面（別紙様式4）をもってシステム管理責任者に仮パスワードの再発行を申請するものとする。
- 6 本システムの利用者は、パスワードを他人に知られる等の事故があったときは、直ちに端末管理責任者及びシステム管理責任者に報告し、システム管理責任者は当該利用者のパスワードを無効とするものとする。この場合において、端末管理責任者は事故の原因を究明し再発防止策を講じた上で、書面（別紙様式4）をもってシステム管理責任者に仮パスワードの再発行を申請するものとする。
- 7 システム管理責任者は、第3項及び第5項の申請により利用団体の利用者IDと仮パスワードを発行し、書面（別紙様式5）をもって通知するものとする。また、システム管理責任者は、IDと仮パスワードの発行記録等を管理するものとする。

### (利用者の責務)

第10条 本システムの利用者は、次の各号に掲げることを遵守しなければならない。

- (1) 本システムを森林・林業業務の遂行のために使用し、他の目的に使用してはならない。
- (2) 利用者は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が認識され、又は認識され得るものをいう。以下同じ。）保護の重要性を認識し、本システムの利用に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、適正に取扱わなければならない。
- (3) ID及びパスワードは、第三者に漏洩しないよう厳重に管理し、パスワードについては次のような措置をとること。
  - ア 適宜変更し、かつ、推測が困難なものとする。
  - イ 他人に教えないよう徹底すること。
  - ウ 書き留めておかないよう徹底すること。
- (4) 離席する場合は、本システムの利用を終了すること。
- (5) 本システムのデータの改ざん及び運用環境の改変をしないこと。

### (セキュリティ対策)

第11条 システム管理責任者及び端末管理責任者は、次のセキュリティ対策を講じなければならない。

- (1) 人的セキュリティ
  - ア ユーザごとにIDと仮パスワードを発行し、各ユーザの利用制限を行う。

イ システム利用者に対して適切な支援を行い、マニュアル等の整備や必要に応じて研修会を開催する。

(2) 物理的セキュリティ

システムを利用するパソコン周辺の整理整頓に心がけ、すべての機器の正常な運用を図る。

(3) 技術的セキュリティ

ア 所属の利用者がシステムに障害を発見した場合、障害発生報告書（別記様式6）により、速やかにシステム管理責任者へ報告させるものとする。

イ システム管理責任者は、障害発生の報告を受けた場合、速やかに対応方法の指示又はシステムの復旧作業を行うとともに、障害管理整理簿（別記様式7）により障害内容や復旧方法等を記録する。

ウ システム管理責任者は、本システムの運用に際して、障害復旧の参考とするため、障害管理整理簿を最低3年間保存する。

(4) コンピュータウイルス対策

システム利用者は、本システムを使用するパソコンについて、ウイルス対策ソフトを導入し、常時稼働させるとともに、外部ネットワークから不適切なソフトウェアをダウンロードしない。

(データの取扱い)

第12条 本システムを使用していく上で収集、利用する個人情報については、管理責任主体を定め適切に管理することとする。また、個人情報及びアクセスログ情報等については、各利用団体が管理責任を負う。

- 2 利用団体は、自己に帰属する情報について原則としてすべての責任を負うものとし、保有する必要のなくなった個人情報は確実に廃棄されるよう必要な措置を講じること。
- 3 本システムに搭載されている各種データについては、森林・林業業務以外の目的で利用又は提供しないこと。
- 4 本システムに搭載されている各利用団体に帰属する情報について、県に帰属し県が運用を定めるものについてはその規定に従うものとし、市町村に帰属し市町村が運用を定めるものについてはその規定に従うものとする。
- 5 個人情報を含むデータを本システムから紙媒体に印刷して使用した場合、使用後は裁断し、第三者に漏洩しないよう破棄すること。
- 6 個人情報を含むデータを本システムから外部の記録媒体（CD-R等）やパソコンのハードディスクに保存し使用した場合、使用後は物理的に破壊するか、削除ツールによりデータを削除し、第三者に漏洩しないよう破棄すること。
- 7 電子地形図を背景図とした地図等を印刷する場合は、次の文章を明示しなければならない。

「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図を複製したものである。（承認番号 平、第 号）」
--

(システムの運用・保守)

第13条 システム管理担当者は、本システムのサーバ機器について重要な変更を行う場合、変更が生じた理由、具体的な変更内容、変更が及ぼす影響等を文書として取りまとめの上、事前にシステム管理責任者の了承を得ること。

- 2 システム管理担当者は、データの管理又はシステムの運用体制等に変更があった場合は、速やかに関係資料の内容を修正するとともに、関係者に周知すること。
- 3 システム管理担当者は、本システムの保守作業を委託する場合、受注者から作業日時、作業内容等を記載した年間計画表を年度当初に提出させることとし、運用保守業務の仕様書に基づき、各種報告書等についても提出させること。

(その他)

第 14 条 この要領に定めるもののほか、システムの管理運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成 3 1 年月日から施行する。

# 保険者ネットワークに係るオンライン結合について（報告）

## 【概要】

平成27年5月29日付けで公布された持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律(平成27年法律第31号)による改正後の国民健康保険法(昭和33年法律第192号。以下「改正国保法」といいます。)第75条の3から第75条の6までの規定に基づき、平成30年度以降、都道府県が、広域的又は医療に関する専門的な見地から保険給付の点検調査等を行うことが可能となりました。そのため、健康保険課にて保有している個人情報の外部提供を行うこととなりますことから、レセプト点検調査事務の取り扱いについての概要や事務の実施に係る基本的事項、レセプト情報等の閲覧に係る個人情報の取り扱いについて報告をいたします。

## 1. 対象の範囲

佐倉市の国民健康保険の被保険者（平成30年3月末現在 42,999名）

## 2. 提供先

千葉県健康福祉部保険指導課

## 3. 提供する個人情報

- ・佐倉市国民健康保険被保険者の氏名、生年月日、性別
- ・佐倉市国民健康保険被保険者に係る被保険者証の記号番号
- ・佐倉市国民健康保険被保険者に係る療養が行われた年月日
- ・佐倉市国民健康保険被保険者に係る療養が行われた医療機関（調剤薬局含む）の名称及び住所
- ・その他市による保険給付の審査及び支払いに係る情報

## 4. 目的

千葉県が広域的、専門的な見地から保険給付の点検調査を実施するため。

## 5. オンライン結合を行う理由

市町村は都道府県から情報提供の求めの通知があった場合、速やかに情報の提供を行うこととされています。しかし、都道府県が、必要が生じる度に市町村にレセプト情報等の提供を求めることは迅速性に欠け、都道府県及び市町村の双方にとって非効率かつ過大な事務負担となる恐れがあります。このため、より効果的かつ効率的な給付点検調査を実施するためにオンライン結合を行うものです。

## 6. 法的根拠

改正国保法第75条3から第75条の6

## 7. 公益性

都道府県は国保の財政運営の責任主体として市町村とともに共同保険者となり

「当該都道府県の市町村による保険給付の適正な実施を確保し、国民健康保険保険給付費等交付金を適正に交付する」（改正国保法第75条の3）を実現するために市町村のレセプト情報提供の求めを行うこととなります。

千葉県も今回の法改正をうけ、市町村の保険給付の点検を行い、保険給付の適正化に寄与します。

## 8. オンライン結合の仕組み

別紙参照

## 9. 安全措置について

オンライン結合したデータは外部の高度な保護措置の取られたデータセンターに保管され、国保連合会の当該端末においてセキュリティ対策がなされています。

千葉県、国保連合会、佐倉市においても専用端末で業務をおこない操作する職員も限定しています。

なお、国保連合会においては情報セキュリティ対策として①物理的セキュリティ②人的セキュリティ③技術的セキュリティ対策を講じています。

国保連合会は情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の認証を取得していますので情報セキュリティは適切に管理されているといえます。



